

令和5年12月27日

第 1 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年12月27日（水） 午後3時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第2号 非農地証明について

第3号 非農地判断について

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	4番 宮脇 和幸	5番 横段 登
6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝	9番 今井 満
10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸
14番 大道 正孝	15番 竹内 誠	16番 新田 隆次	17番 石田 尚則
18番 神藤 敦美	19番 北村 正次		

欠席委員

3番 谷 新子

推進委員

山本 豊

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後3時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第13回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、9番 今井委員、12番 岡本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3番 谷委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。ありますでしょうか。

議長：はい

議長：それでは付議事項に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、押込3丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は404㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、体調不良により耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：5番 横段です。写真を見てのとおり雑木が目立ちます。草刈り機や鋤を使って雑草と雑木の除去作業が必要です。譲渡人が、病弱で耕作困難なため、譲渡されるのです。譲受人が頑張れば手入れをすれば、果樹栽培は可能と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、下蒲刈町下島字棒業〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で

1, 628㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており耕作が困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜及びレモン栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島田委員：13番 島田です。既に、申請地の管理を譲受人が行っています。きれいに管理していますし、レモンも植え付けています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、豊浜町大字豊島字黒岩〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は山林、面積は合計で603㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与すもので、譲受人は、経営規模を拡大し、カンキツ栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島田委員：13番 島田です。写真下の小屋までが申請地です。メッシュフェンスやネットも張っています。きれいに管理された園です。譲受人にも頑張ってほしいです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町大字赤向坂字宮迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は99㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接地を併用して倉庫、車庫及び資材置場として利用する

ものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に倉庫及び車庫として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。調査委員は、始末書が提出されておりやむをえないとのことです。なお、倉庫の建っている土地は4月に転用許可を受けています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請人の住所は、大阪府となっておりますが、今後の管理や利用をどうするつもりでいるのでしょうか。

議 長：私も調査に同行していました。写真に写っている倉庫の転用許可申請時に、もれていた部分を今回、新たに申請されたものです。きれいに整備した後、貸出すと伺っています。

議 長：この他ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町安登西4丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は91㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接宅地の進入路として利用するため、売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。調査委員は、始末書が提出されておりやむをえないとのことです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。お聞きします。始末書はどちらから出されるものですか。

事 務 局：譲渡人が提出します。

高 本 委 員：6番 高本です。始末書添付の申請が目立ちます。始末書添付の申請を繰返し行った場合、どのような対応を取られているのか。委員会として、罰則を科すような対応は、取れないのでしょうか。

事務局：始末書添付を重ねた申請事例は、把握していません。もし分かれば、申請時の指導は行う必要があると思います。

議長：転用が無許可で行われている場合、始末書添付の申請となります。同様の申請を繰り返すのであれば当然、指導対象です。本件は、かなり前に転用されており、今回、売買に当たり農地法違反に気付いたと理解しています。そこで、罰則の意味するところは、原状回復になろうかと思いますが、現実的ではないと考えます。

議長：この他ご意見はありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が5件、ございましたのでご報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について3件を証明し、非農地判断について45件を通知しましたのでご報告します。

議長：推進委員さんから何かご意見があればお願いします。

議長：なし。

議長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：地区会につきまして、1月の現地調査後に開催する予定にしておりましたが、2月の現地調査後に開催させていただきたいと思います。地区会の会議の内容は、呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂についてです。改訂に当たっては、推進委員の皆様のご意見も伺うことになっています。遊休農地の解消や担い手への農地集積の目標数値等について協議していただき、3月の総会で議案としてお諮りする予定です。よろしくをお願いします。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

亀山委員：10番 亀山です。議案書1ページの3番目についてです。申請地目が山林とありますが、山林も農業委員会の議決が必要となるのでしょうか。

事務局：島嶼地域では、山を開拓し果樹栽培を行ってきた経緯があります。現況が果樹園（農地）

なので農地として扱われます。固定資産税も農地並み課税となります。

石田委員：基本的に現況主義なので、現状が農地あれば農地として扱われ、登記に関係なく農地法の許可が必要となります。

事務局：只今、石田委員から説明のあったとおりです。農地法は現況により判断されます。ただし、地目が宅地の場合は、資産税課の確認が必要です。

議長：この他ご意見はありませんか。

議長：なし。

議長：先月の本総会を欠席させて頂き、東京で行われました全国農業委員会会長会議に出席しました。11月30日に大会があり、大会終了後に参議院会館へ地元選出の国会議員さんへ要望書を持って陳情を行いました。次の日は、衆議院へ要望を携え、広島県西部地区選出の議員さんへの陳情を行いました。12月7日に、ここにも参加された方もおられます、「農業委員・農地最適化推進委員ブロック研修会」が広島市東区民文化センターであり、理事として出席し挨拶をさせていただきました。12月18日は、広島市で開催された常設審議会に出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

石田委員：議員会館での要望とは、具体的にどんなことをされたのでしょうか。

議長：全国47都道府県の会長が会議で決議した、「地域計画」に関することや「農業委員会事務局職員の増員」のための予算措置などを要望しました。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第1回総会は、令和6年1月31日 水曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和5年第13回呉市農業委員会総会を閉会します。この後16時から、「農業委員・農地利用最適化推進委員の合同情報交流会」を実施したいと思います。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時27分)

以上は、令和5年第13回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....